

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上と株主の皆様をはじめとするステークホルダーから信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を構築することが、経営上の最重要課題と位置づけております。このため、当社は社会の信頼に応えるコンプライアンスやリスク管理の推進、徹底を図るとともに、内部統制の整備、運用の充実を図ることにより、経営の効率性、健全性、透明性の向上と企業倫理の確立を目指し、企業統治の実現を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 **更新**

【原則1-2.株主総会における権利行使】

・補充原則1-2-4

現時点では議決権の電子行使の採用および英文による招集通知の作成は行っておりませんが、現在当社の外国人株主構成比率は2%程度であり、株主、投資家の皆様のご意見等も参考にしながら、また海外投資家の比率動向をも勘案しながら、今後の検討課題としてまいります。

【原則4-1.取締役会の役割・責務】

・補充原則4-1-2

当社は中期経営計画を策定し、業績目標の進捗管理および分析に使用しておりますが、中長期的に策定した数値目標は、調達・販売価格などの市況動向に左右されやすく、短期間に結果と大幅にかい離するなど、必要に応じて見直しは行っているものの、必ずしも当社の経営成績を的確に判断するための指標としては機能していません。

そのため、現在社内での目標管理に重点を置き、中期経営計画の公表は行っておりません。

しかしながら、経営目標達成および成長戦略の明確化のためには重要であると認識しており、開示については今後の検討課題としてまいります。

【原則4-10.任意の仕組みの活用】

・補充原則4-10-1

当社における取締役候補者の指名および選任については、原則社長が指名し、取締役会の候補者指名方針に沿って、面談機会も確保し、実績・経験・能力等を総合的に吟味し、社外取締役の意見も参考にしながら、取締役会において決定しております。

また報酬の決定については、本報告書2-1(6)「報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容」に述べるとおりであることから、現時点で諮問委員会等の設置の必要はなく、適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 **更新**

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の強化および当社の事業発展に資すると判断し、かつ関係会社および純投資目的以外の株式を政策保有株式と位置付け保有しております。

また、政策投資の可否については、それによって得られる当社グループ全体の利益と投資額とを合理的かつ総合的に判断し、金額基準に沿って取締役会で決定しております。

今後とも経済的価値にも配慮し、ステークホルダーとの信頼関係を維持しながら適宜見直しを行っていく方針です。

政策保有株式の議決権の行使については、株主総会招集通知の議案内容が株主価値の向上に資するものかどうか、またその開示情報が社会的情勢および当社の保有方針と適合しているかどうかを精査・検討し適切に行使しております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則に取締役および取締役が実質支配する法人との競業取引または利益相反取引ならびに主要株主との利益相反取引等について、取引の性質等も検証しながら、会社に不利益とならぬよう取締役会で審議し承認することを定めております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社の経営理念や経営の基本方針はホームページおよび決算短信に、また中長期的な会社の経営戦略については決算短信に記載しております。決算短信は証券取引所に提出するごとに当社ホームページにも掲載しております。

(2)本報告書1-1「基本的な考え方」に記載しております。

(3)本報告書2-1(6)「報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)取締役新任候補者の選任については、原則社長の指名により、業務への精通、個々の知識・経験・能力をもとに職務遂行に適する候補者を選定しております。

また、社外取締役の選任については、候補者対話の機会を持ち、社外の独立した立場から、経営の監督機能を果たすとともに、経歴等から当社の企業価値向上に資する十分な経験と見識を有する候補であることを基準として選定し、取締役については取締役会にて、また監査等委員である取締役については監査役等委員会の同意を得た上で取締役会にて決定することとしております。

(5)取締役につきましては、上記(4)を前提として、選任・指名に至る候補者ごとの経歴を株主総会招集通知にて記載しております。

【原則4-1.取締役会の役割・責務】

・補充原則4-1-1

取締役会は、グループ全般の経営に関する意思決定および重要事項に関する決定を行い、経営に関するリスク評価の他、法令・定款に定められた事項ならびに各事業分野における経営課題等の協議を行っております。

また、取締役会は、業務の執行を役付取締役および、各取締役に担当部門と権限を委ね、迅速な意思決定を下すと同時に業務遂行を促進させ、その執行状況の報告をもとに明確化すべき課題等を整理し、適切な監督を行っております。

なお、その決裁権限と範囲については、職務権限規程および職務分掌規程ならびに稟議規程等の社内規程に明確に定められております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の独立性について、東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じず、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題に積極的に提言できることを要件としております。

また、当社の独立社外取締役は、企業経営を客観的に見聞し指導してきた立場から、的確な助言等をいただいております。

【原則4-11.取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

・補充原則4-11-1

当社の取締役(監査等委員を除く)は、社外取締役1名を含め6名、監査等委員である取締役は社外取締役2名を含め3名であり、いずれもその求められる職務に精通した知識・経験・能力等その専門性が確保できる人材を選定しております。

また社外取締役に關しては、多様性とともなう経営全般に対するバランス感覚をも重視し選定しております。

現在の取締役会規模・員数については、定款に取締役(監査等委員を除く)を10名以内、監査等委員である取締役を4名以内と定めており、当社の経営規模に則し、身の丈に合った迅速な意思決定が可能であり、また業務執行の監督に際しても、適正に機能する規模であると考えております。

・補充原則4-11-2

社外取締役の兼務状況については、定時株主総会招集通知および有価証券報告書に毎年開示しております。また、当社取締役会への出席状況については、株主総会招集通知にその役割・責務が適切に果たされていることを情報開示しており、監査等委員会への出席状況についても、同様に情報開示いたします。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要】

2017年度の当社取締役会における実効性を検証し、その結果に基づき、取締役会全体の機能向上を目的とした分析・評価を実施いたしましたので、以下にその結果の概要を掲載いたします。

1.. 評価の方法

(1)2018年4月に、社外を含む全ての取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、「取締役会の実効性評価調査票」に基づき自己評価を実施いたしました。

(2)評価項目

- ① 取締役会の構成
- ② 取締役会の運営
- ③ 取締役会の議題
- ④ 取締役会を支える体制

(3)評価方法

- ① 評価尺度は「適切・概ね適切・課題あり・不十分」の4項目。
- ② 社内取締役と社外取締役を区別し集計。
- ③ 集計結果を取締役会で精査し実効性を評価。

2. 分析・評価結果の概要

各取締役の回答の集計結果は大半が「適切」及び「概ね適切」との回答でしたので、当社における取締役会の実効性は「適切」とであると評価いたしました。

一方で、日程を柔軟に開催できるようWEB会議システムを利用するなど、運営方法を工夫することで、実効性をより高める余地があるとの意見も提示されました。

当社取締役会におきましては、今回の評価結果を踏まえ、今後も実効性の向上を図ってまいります。

【原則4-14.取締役のトレーニング】

・補充原則4-14-2

新任役員へは法務知識の習得およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会などでの社内研修を通じ、さらに必要に応じて外部機関での各研修への参加も含め、適宜、知識・見聞の習得機会を設けております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

(1)当社は常務取締役管理本部長を担当取締役としてIR業務全般を管掌しております。

(2)IR対応については、経理・総務・企画の各部門が管理本部長の管轄下にあり、連携して対応するほか、担当取締役を補佐する体制をとっております。

(3)管理本部長が株主の方々との対応・対話を統括し、電話取材や直接の面談による説明を行っているほか、アナリストの訪問等も受け付け、補佐部門とともに対応しております。

(4)IR活動で得た意見等は適宜代表取締役および取締役に報告し共有しております。

また、情報の収集・管理および開示については、管理本部長が情報取扱責任者として関連部署と連携しながら適時公正かつ適正に情報開示を

行っております。
(5)「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則」を定め、インサイダー情報の適切な管理に留意しながらIR取材等へも対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セントラル硝子株式会社	1,104,000	17.25
東洋物産株式会社	618,532	9.66
細川 幸祐	291,700	4.55
北川 芳仁	285,996	4.47
北川 恵以子	190,060	2.96
トーアミ従業員持株会	165,880	2.59
田中 真知子	140,500	2.19
玉井 徹	103,000	1.61
北川 麻理子	105,000	1.57
佐々木 裕紀子	100,500	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 芳博	他の会社の出身者					△						
近藤 正和	他の会社の出身者					△						
林 秀春	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 芳博		○	平成14年12月まで、当社の取引銀行であるりそな銀行に勤務していた。	金融機関において支店長職を歴任し、長年にわたって企業経営を見続けてきた業務経験と、財務に関する豊富な知識を活かした中立で客観的な意見・提言が期待できるため。 また、使用人であった他の会社と当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすものと判断しているため。
近藤 正和	○	○	平成16年3月まで、当社の取引銀行であるりそな銀行に勤務していた。	金融機関において融資・審査部門の要職を歴任し、長年にわたって企業の経営分析及び再建に関わる幅広い見識と経験を有しており、コーポレートガバナンス並びに当社の監視体制の強化への貢献が期待できるため。 また、現在日本エスリード株式会社の取締役(監査等委員)を兼任しているが、当社との人的関係、資本的関係その他の利害関係はな

			く、使用人であった他の会社と当社との間にも人的関係、資本的関係その他の利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすものと判断しているため。
林 秀春	○	元国税局長を歴任し税理士事務所を開業している。	他社の社外監査役も兼任し、税務、経営に関する見識、経験ともに豊富であり、監査機能の強化向上につながるため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社の規模及び監査の実務量から、常時補助部門及び専任の使用人は置かないものとする。
監査等委員である取締役が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く)と協議の上、監査業務を補助する使用人を決定する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人より監査体制、重点監査項目を含めた監査計画の説明を受けるとともに、監査実施状況や監査計画についても説明を求め、抽出された課題等については、会計監査人と連携を図りながら、改善措置をとっております。
監査等委員会と内部監査室は連携のもと、定期的かつ綿密に情報交換を行い、業務執行が適法かつ適正・合理的に行われているかについて監査を行い、各部門に対して問題点の指摘と改善提案を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年6月29日開催の第78回定時株主総会の決議を経て監査等委員会設置会社に移行し、この機関設計の変更に伴い、取締役の役割及び責任の範囲が従前と異なることから、役員報酬制度についても見直しを行い、株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクの負担を含めた変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上に貢献するためのインセンティブを与えることを目的とした制度として、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬額は、平成29年6月29日の定時株主総会において取締役については年額250百万円以内(うち、社外取締役分は年額20百万円以内)と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の算定に関する方針および手続きについては、株主総会で定められた総額の範囲内において、役員報酬規程および取締役会で定めた決定方針・基準ならびに職務・役位別の報酬額をもとに、業績への貢献度等も総合に判断し、取締役(監査等委員を除く)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会においてそれぞれ決定し支給しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への重要な情報の伝達については、管理本部で報告・説明・資料の提供を行い、取締役の業務執行に対する客観的な監視機能を確保できるようサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の機関としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査等委員会を設置しております。取締役会は取締役(監査等委員を除く)6名、監査等委員である取締役3名の9名で構成され、原則毎月1回月上旬に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営体制に関わる重要事項は全て付議されるのはもちろん、業務の執行状況についても議論し対策を検討する等、経営環境の変化に対応できる体制となっております。

内部統制システム整備の基本方針に基づき、企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、社会の信頼に応えるコンプライアンスやリスク管理の推進徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置しております。

当社は監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は社外取締役2名を含む3名で構成されております。

監査等委員会は定期に、必要に応じて随時に開催されております。

監査等委員は、取締役として取締役会の決議に参加するほか、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、当社の重要な会議へ出席し、必要に応じて会計監査人又は取締役からの報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程や取締役の業務執行状況について監査しております。

なお、社外取締役のうち2名は独立役員であります。

また、独立役員でない社外取締役1名を含めた社外取締役3名について、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としています。

社長直轄の内部監査室が設置されており、随時必要な内部監査を実施しております。

社長直轄の内部監査室(担当幹部社員1名)が、必要に応じ社長が委嘱した者とともに、経営目的に照らして、経営及び一般業務一切の活動と制度を独自の立場から評価、批判及び指導することにより、企業会計の正確性と信頼性を確保するとともに、経営の合理化及び経営効率増進に資することを目的として内部監査を実施しております。

内部監査は、子会社を含めたグループ全体の事業運営の実態につき、定期と臨時に、社長の承認を得た監査計画書に基づき、経営及び各部門の制度監査及び数値監査を行っており、監査結果は速やかに社長に報告されます。被監査部門に対しては、改善すべき事項の指摘・指導を行うとともに、その後の改善実施状況を確認することにより、実効性の高い監査を実施しております。

会計監査人については、総合的な監査体制の見直しを実施し、2012年6月28日開催の弊社第73回定時株主総会においてネクサス監査法人を選任し、監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化と経営の監督機能の一層の強化とともに、意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定の発送期限の2営業日前となる6月12日(直近実績)に発送し、発送日前日までに自社ホームページおよびTD-netへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信その他IR情報を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主をはじめとし、広く社会とのコミュニケーションを確立し、積極かつ公正な情報開示を行う旨を「トーマミ行動指針」に定めている。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、全ての取締役及び使用人が社会の信頼に応えるコンプライアンス体制の維持向上のため、代表取締役自身が企業活動の基本であるコンプライアンス精神を遵守し、かつ伝達、啓蒙し、管理本部に内部統制推進部門の責任者として担当取締役を置いている。
 - 担当取締役は、当社及び子会社の内部統制を推進するため、「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」及び「トーマ・グループコンプライアンス・マニュアル」に基づき、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を指導し、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築、整備、運用を行う。
 - リスク管理委員会は、リスク管理に関する当社及び子会社に必要な情報を共有し、会社の損失を最小化する活動を統括し、コンプライアンス委員会は、企業倫理やコンプライアンス精神の強化及び向上のため、具体的施策を立案、検討し、重要なものは取締役会に報告され、当社及び子会社の全使用人への教育に努める。また、監査等委員会及び内部監査室と連携し、問題点等を調査し把握するとともにその改善に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部に総括責任者としての取締役を置き、「取締役会規則」「文書取扱規程」「機密文書取扱規程」「情報管理規程」及び「内部取引者の規制および内部情報の管理に関する規則」に基づき、情報の厳正管理と保存を行う。また、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行に係る情報の保存及び管理が関連規程に準拠し実施されているかを監査し、必要があれば取締役会に報告する。また、各取締役は、いつでもこの文書等を閲覧ができる。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 代表取締役は、当社の属する業界を含めた将来的な事業環境を展望し、定めた年次経営目標が、業務執行部門の責任者によって確実に遂行されるよう指導、監督し、当該目標達成のための具体的な方針及び重点施策を指示する。
 - 取締役の職務執行は、取締役会の迅速な意思決定及び「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に定めた責任範囲及び権限に基づき遂行する。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社グループ会社の経営管理及び内部統制については、当社が子会社の自主性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき適切な管理運営を行ない、グループ全体の経営効率と健全性を確保するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、都度当社へ報告され、事前協議を行い、承認を得る体制としている。
 - 当社の代表取締役は、グループ全体での業務の適正を確保するため、子会社の経営者と常日頃から経営状況に関する十分な協議と情報交換を行い、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、当該取締役は子会社の取締役の職務執行を監視、監督し、当該監査役は子会社の業務執行状況の監査する体制としている。
 - 当社及び子会社に重要な影響を与える不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき、当社の代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速かつ必要な初期対応を実施すると同時に、損害及び影響を最小化するための体制を整えている。
 - 取締役会は、適宜グループ管理体制の見直しを行い、監査等委員である取締役及び内部監査室が定期的子会社の監査を実施し、グループ経営の適正な運営が確認できる体制としている。
- 監査等委員である取締役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - 当社の規模及び監査の実務量から、常時補助部門及び専任の使用人は置かないものとするが、監査等委員である取締役が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く）と協議の上、監査業務を補助する使用人を決定する。
 - 監査補助者である使用人の人事に関しては、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保し、監査等委員である取締役の指揮命令下に置くものとする。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、いかなる時も当社及び子会社の取締役（監査等委員会である取締役を除く）、使用人に対して報告を求めることができる。
 - 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社グループの業績や業務遂行に重大な影響を与える法令違反及び定款違反並びに会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
 - 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、当該報告を行った者に対して、それを理由とする不利益な扱いをすることは、「内部通報規程」により強く禁じている。
 - 監査等委員会が調査を必要とする場合には、随時当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び子会社の取締役並びに使用人に報告を求めることができ、また、議事録等の情報記録を閲覧できる。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他関係法令並びに内部統制評価基準に従い、内部統制の有効性を評価し、財務報告の体制を整備、運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行う。
- 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る）について生じる費用又は債務処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員である取締役が、職務執行について生じる費用の前払い等の請求、又は支出した費用及び支出した日以後における利息の償還請求、負担した債務の債権者に対する弁済を請求した時は、担当部門において審議のうえ、監査等委員の職務執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社及び子会社は、反社会的な個人及び団体からの不当要求やそれらに対する利益供与を排除し、毅然として対決していくことを「トーマ行動指針」に定めている。仮に反社会的勢力による事案が発生した場合には、管理本部総務部を統括部署として情報を一元化し、組織的に遮断するための体制を整え、グループとしての対処方針を「トーマ・グループコンプライアンス・マニュアル」に定め、社内研修や啓蒙により周知徹底を図っている。また、地元警察署との連携を密にするとともに、反社会的勢力と関係遮断を目的とする団体に加盟し、外部情報の収集及び意見交換を行っている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

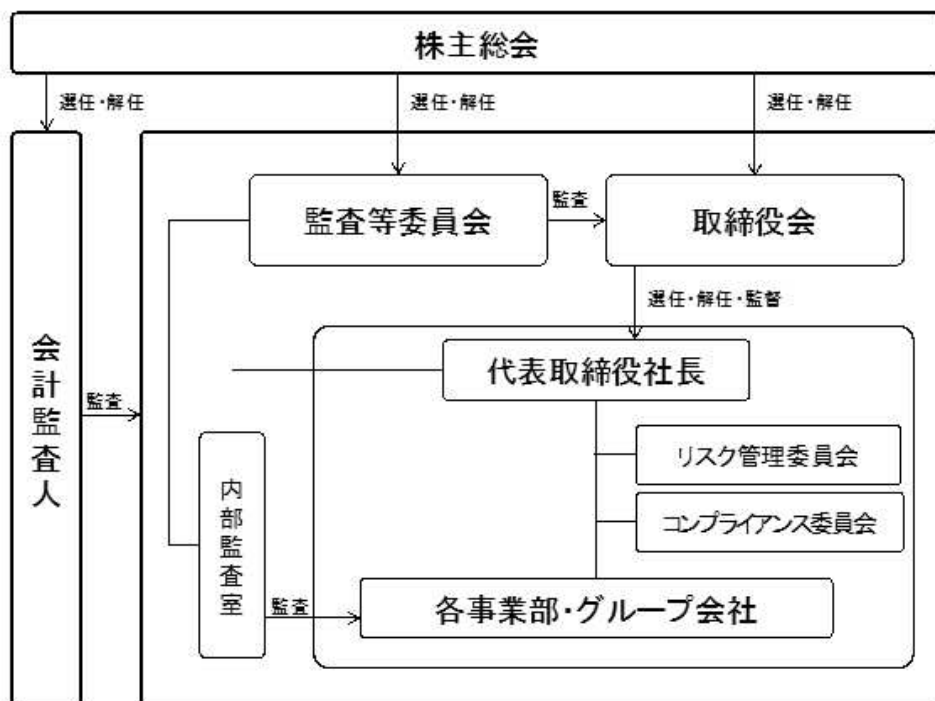
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【機関及び内部統制システム】



【適時開示体制の概要】

